

企業年金の加入者のための運用の見える化

令和6年4月24日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

これまでの議論



資産運用立国実現プラン（令和5年12月13日）見える化関連

（参考）資産運用立国実現プラン（抄）（令和5年12月13日 内閣官房 資産運用立国分科会取りまとめ）

① 確定給付企業年金（DB）の改革

（ウ）加入者のための運用の見える化の充実

<課題等>

- ・ 確定給付企業年金（DB）の情報については、既に加入者に対して周知されているが、運用受託機関・事業主・加入者間における情報の非対称性について指摘がなされており、加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、運用の方針等を含め確定給付企業年金（DB）制度の必要な見直しを行うにあたって、他社と比較できるよう、見える化を進めていくことが有用である。その際、運用受託機関においても、事業主に対する円滑な情報提供を行うことが重要である。

<施策>

- ・ 確定給付企業年金（DB）について、前述の運用成果の意味の周知や、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、規模等の状況にも配慮し、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改革に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改革時に行う。なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

② 企業型確定拠出年金（DC）の改革

（イ）加入者のための運用の見える化の充実

<課題等>

- ・ 企業型確定拠出年金（DC）の運用の方法等については、既に加入者に対して通知されているが、運用の方法を比較しにくい等の指摘がある。加入者の最善の利益のために、他社や他の運営管理機関との比較の視点も含めて、事業主と加入者等が、適切に運用の方法を比較・選定できるよう見える化を進めていくことが有用である。

<施策>

- ・ 事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改革に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改革時に行う。なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（抄） （令和6年3月28日）

1 DB・DC共通の論点

（1）加入者のための見える化の充実について

- DB・DC共通の見える化について、企業年金制度の趣旨を踏まえれば、受託者責任の観点が必要であり一義的には加入者、受給権者のために行われるべきである。
- そうした観点から、加入者のための見える化の充実については、
（略）
 - ・ 企業年金は労使合意に基づいて決定された労働条件でもあり、人事・報酬戦略を含めたそれぞれの制度の前提や運営方針、状況も異なる中で、加入者にとって真に必要な、有益な情報は何か、他社との比較を行う目的は何かを適切に整理した上で、開示の是非と要否を検討する必要があるのではないか
 - ・ 海外での事例も参考にしつつ、投資教育の観点も踏まえながら、分かりやすい情報発信ができる仕組みを考えるべきという意見があった。

2 DB制度の環境整備

（2）DBの加入者のための運用の見える化

- DBについて、既に加入者本人や受給者に対しての情報開示は制度として位置づけられている。また、事業主、基金から厚生労働省への報告も行われている。
- DBの加入者のための運用の見える化については、
 - ・ 運用結果の良し悪しだけを見える化するべきではなく、見える化に当たっては、受給権の保護に留意すべき
 - ・ 加入者のためであれば、運用の見える化ではなく、将来の給付額の見える化が優先されるべき
 - ・ 現在厚生労働省に報告されている事業報告書も参考にしつつ、開示された情報について、横並び、相对比较ができるようなデータを示すとよいのではないかといった意見があった。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（抄） （令和6年3月28日）

- また、情報の開示に際しては、
 - ・ 各制度の財政状況について見える化を行う場合でも、個別制度ごとの情報開示ではなく、厚生労働省において適切に統計処理をするなど配慮が必要
 - ・ 運用の効率化によって将来の給付を増やそうという企業の参考になるようなグッドプラクティスを紹介する等の取組も必要
 - ・ 事業年度ごとのDBに係る事業及び決算に関する報告書は、厚生労働省のサイトで一般に公表すべき
 - ・ 当該年度の運用利回り、運用受託機関やコンサルタント会社、総幹事会社等へ支払っている費用の報告も義務化すべき。また、業務や運用委託のフィーの結果として運用の成果が得られているのか、手数料が高いために実質リターンが低下している状況はないか等も見える化すべきといった意見があった。

3 DC制度の環境整備

(2) DCの加入者のための運用の見える化

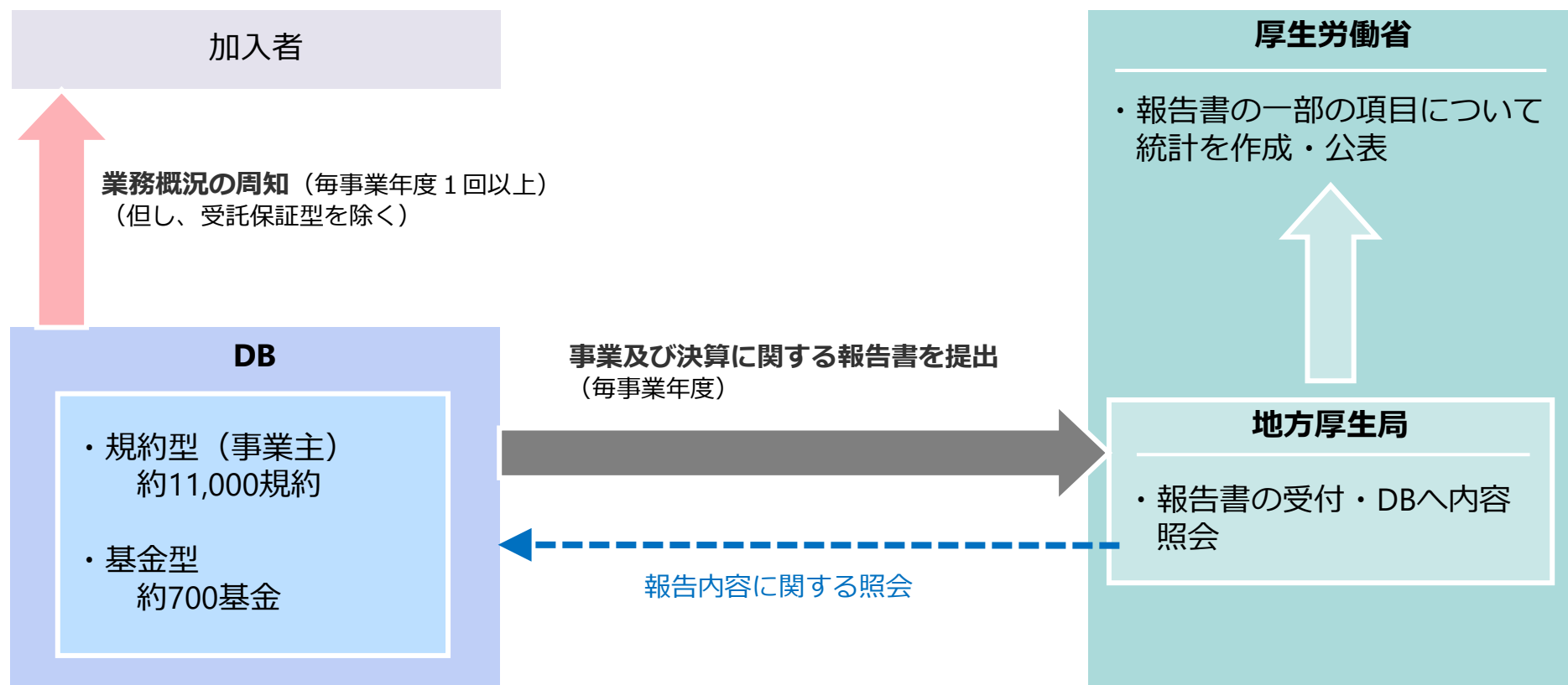
- DCについて、既に加入者本人や受給者に対しての情報開示は制度として位置づけられている。また、事業主や運営管理機関から厚生労働省への報告も行われている。
- DCの更なる見える化については、
 - ・ 現在の報告書を取りまとめ、厚生労働省において数字を開示してはどうか
 - ・ 事業主が個別に対応を行うのではなく、運用商品の選定責任を負っている運営管理機関が主体となって対応すべき
 - ・ 各企業年金の運用商品のラインナップや信託報酬について厚生労働省のサイトで一般に公開すべきではないかといった意見があった。

確定給付企業年金（DB）の 加入者のための運用の見える化



DBにおける加入者への周知・報告書の提出の現状

- DBにおいては、事業主・基金が毎事業年度1回以上、加入者へ業務概況の周知を行うこととされている。
- また、毎年、事業及び決算に関する報告書を厚生労働省（地方厚生局）へ提出し、厚生労働省において報告内容の確認、必要な照会等が行われる。
- 当該報告書の一部の項目について、厚生労働省が統計として集計・公表している。



DBに係る事業及び決算に関する報告書

- 厚生労働省がDBの実施状況等を把握するために、事業主等は、事業年度ごとに、DBに係る事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働省に提出する必要がある。

事業報告書
1. 適用状況（実施事業所数及び加入者数）
2. 給付状況（件数及び金額）
3. 掛金拠出状況
4. 年金通算状況（他制度からの資産の受換件数、他制度への資産の移換件数）
5. 資産運用状況（受託保証型DBを除く） （1）政策的資産構成割合等、期待収益率、リスク、予定利率、調整率、資産運用委員会の設置の有無 （2）資産別残高及び資産構成割合 （3）運用機関別資産残高等（総幹事会社名、運用コンサルタント会社名含む） ※ 基金については、上記に加え、自家運用に関する特記事項の記載を求めている

※ 事業報告書の別紙として、給付設計に関する報告書の提出を求めている

決算に関する報告書
1. 貸借対照表
2. 損益計算書（年金経理費用として運用報酬等の額を含む）
3. 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類

(参考) DBの見える化(加入期間中) — DBの業務概況の周知 —

- 事業主等は、確定給付企業年金(DB)の業務概況について加入者に周知しなければならない。
(但し、受託保証型DBを除く) (DB法73条、DB規則87条)
- 多くの事業主等は周知事項を網羅した業務概況のひな形(各受託機関が作成)を活用して周知を行っている。なお、各受託機関が作成している業務概況のひな形では、図表を用いた資料としているものや、加入者等に対する補足説明を加える等の工夫をしている例が見られる。(次頁以降参照。)
- 多くの事業主等は、DB制度の業務概況を各実施事業所内のイントラネットに掲載する方法や、事業所内の掲示板に掲示する方法等により行っている。

<業務概況に盛り込むべき事項>

- 1 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 2 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 3 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 4 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 5 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 6 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 7 基本方針の概要
- 8 調整率の推移その他調整率に関する事項(リスク分担型企業年金に限る)
- 9 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

<周知方法>

次のいずれかの方法によるもの

- 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- 書面を加入者に交付する方法
- 磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- その他周知が確実に行われる方法(例えば規約型企業年金の実施事業所又は基金のホームページへの掲載など)

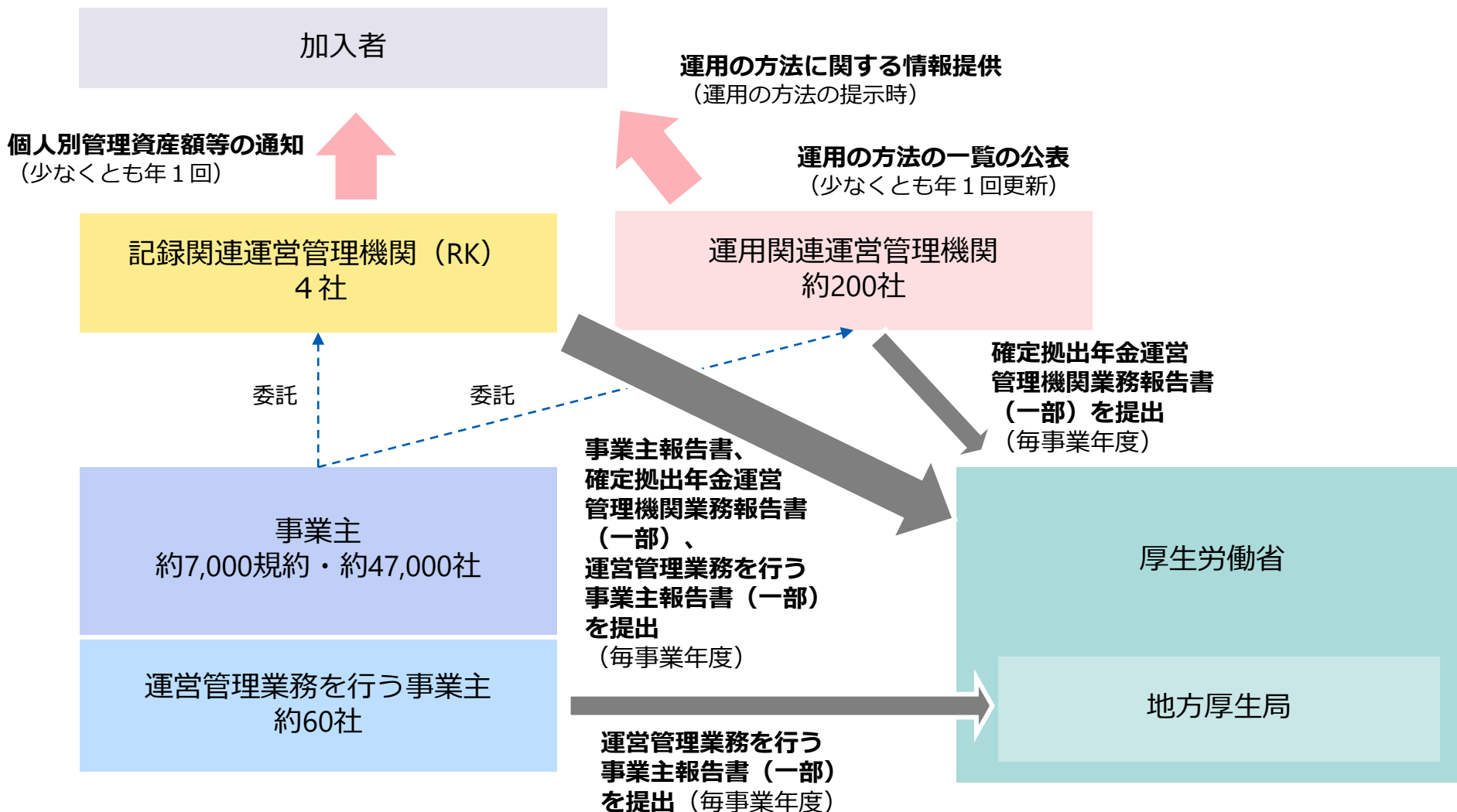
※ 周知に当たっては、分かりやすく、かつ正確な情報の提供に努めるとともに、加入者全員に確実に周知が行われる方法を選択すること
(法令解釈通知)

企業型確定拠出年金（DC）の 加入者のための運用の見える化



企業型DCにおける主な情報提供・報告書一覧

- 企業型DCにおいては、事業主が適切な運営を行い、また、加入者が適切に運用の方法を指図できるよう、運営管理機関、事業主により、加入者への情報の提供や当局への報告が行われている。



企業型DCの事業主報告書、確定拠出年金運営管理機関業務報告書

- 厚生労働省が企業型DCの実施状況等を把握するために、事業年度ごとに、事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書が厚生労働省に提出されている。

事業主報告書	確定拠出年金運営管理機関業務報告書	
1. 企業型年金規約に係る承認番号	1. 企業型年金の運営管理業務の受託数	13. 運用の方法に係る情報の提供の内容
2. 厚生年金適用事業所の名称	2. 受託業務ごとの加入者等の人数	14. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置（個人型年金）の実施状況
3. 事業年度	3. 簡易型企業年金を定めた規約の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数	15. 指定運用方法の選定及び提示の状況
4. 企業型年金加入者等の状況	4. マッチング拠出の数及び当該規約に基づき企業型年金を実施する事業主の数	16. 当該事業年度内に除外された運用の方法の状況
5. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況	5. 企業型年金加入者及び個人型年金加入者に係る掛金の状況	17. 個人別管理資産が連合会に移換された者への通知の件数等
6. 返還資産額の状況	6. 企業型年金加入者（簡易企業型年金の企業型年金加入者を含む。）に係る掛金の状況	18. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況
7. 個人別管理資産の状況	7. 簡易企業型年金の企業型年金加入者に係る掛金の状況	19. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況
8. 指定運用方法の状況	8. 加入者等に係る運用の状況	20. 年齢及び企業型年金加入者掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況
9. 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況	9. 給付の状況	21. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況
	10. 加入者等が行った運用の指図の内容の資産管理機関又は連合会への通知の件数	22. 年齢及び掛金額ごとの個人型年金加入者の人数の状況
	11. 給付を受ける権利の裁定の件数	23. 個人別管理資産等の移受換状況
	12. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況	

DCの見える化（加入時の運用方法等に係る加入者への情報提供）

- 運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合にあっては、以下のとおり、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法に関する情報を加入者等に提供するものとされている（法第24条、施行規則第20条）。
- また、運用関連運営管理機関は自身の選定した運用の方法の一覧をインターネットで公表することとしている（法第23条、施行規則第19条の3）。

1. 運用の方法の内容（次に掲げるものを含む。）に関する情報
 - イ 利益の見込み及び損失の可能性に関する事項
 - ロ 運用の方法に係る資金の拠出の単位又は上限額があるときは、その内容に関する事項
 - ハ 運用の方法に係る利子、配当その他の利益の分配方法に関する事項
2. 過去十年間（当該運用の方法の過去における取扱期間が十年間に満たない場合にあっては、当該期間）における当該運用の方法に係る利益又は損失の実績
3. 個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法における持分に相当する額（手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用に相当する額を控除した額）の計算方法
4. 運用の方法を選択し、又は変更した場合に必要となる手数料その他の費用の内容及びその負担の方法に関する情報
5. 次のイからニまでに掲げる運用の方法の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる情報
 - イ 預貯金の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ロ 金融債の売買 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ハ 金銭信託の預入 預金保険制度等の対象となっているか否かについての情報
 - ニ 生命保険又は損害保険への保険料の払込み 保険契約者保護機構による保護の対象となっているか否かについての情報
6. 金融サービスの提供に関する法律 第四条第一項に規定する重要事項に関する情報
7. 前各号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等が運用の指図を行うために必要な情報

DCの見える化（運用の方法の公表例）

- 運営管理機関ごとに、運用の方法の一覧の公表のあり方は異なっている。

<公表例①>

名称	分類・地域	基準価額 (前日比)	ファンド レーティング	トータルリターン			信託報酬	比較
				○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽		
△▽	△▽	△▽	△▽	○か月 △▽	○年 △▽	○年 △▽	△▽	△▽
Aファンド	国際/国内 株式/債券 グローバル/エマー ジング	〇〇〇 (±〇)	★★	〇%	〇%	〇%	〇%	□
...
...
...
...

チェックしたファンドに
限定して、比較できる

<公表例②>

分類	名称	略称名	商品提供機関	商品情報	実績
投資信託	Aファンド	A DC	A金融機関	目論見書	月次レポート
...
...
...
...

別の画面・資料に遷移すると
内容を確認できる

(出典) 運営管理機関による公表サイトを基に厚生労働省作成。

(注) 特定の運営管理機関を想定して記載したものではなく、各運営管理機関の公表事例を一般化してまとめたものであることに留意。

DCの見える化（加入期間中）－加入後の定期的な加入者への通知－

- 企業型記録関連運営管理機関等は、毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等を当該企業型年金加入者等に通知しなければならない（法第27条、施行規則第21条）。

1. 一定の期日（以下「今期日」）における個人別管理資産額
2. 今期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
3. 前回の通知の期日（以下「前期日」）における個人別管理資産額
4. 前期日における運用の指図に係る運用の契約ごとの持分に相当する額
5. 前期日から今期日までに拠出された拠出期間ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額並びに事業主掛金を拠出した者の名称
6. 過去に拠出された事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額
7. 前期日から今期日までの間に運用の指図の変更を行った場合にあっては、当該変更の内容
8. 前期日から今期日までの間に企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日
9. 前期日から今期日までの間に確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたとき又は確定給付企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等の移換が行われたときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間その他移換に関する事項
10. 企業型年金加入者・企業型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日、他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにその資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項並びに今期日における通算加入者等期間
11. 運用の指図が行われていない個人別管理資産がある場合にあっては、今期日及び前期日における運用の指図が行われていない個人別管理資産の額並びに運用の指図を行うことが可能である旨
12. 指定運用方法が提示されている場合にあっては、猶予期間を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなす旨、及び当該指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされた場合に当該運用の指図を行ったものとみなされた企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者がその運用から生ずる利益及び損失について責任を負うものである旨
13. 指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行ったものとみなされている場合にあっては、当該運用の指図を行ったものとみなされた年月日、運用の指図を行うことが可能である旨及び指定運用方法の運用の方法に係る持分に相当する額に、指定運用方法に充てられた額が含まれる可能性がある旨

(参考) 米国における企業年金の情報開示

アメリカにおける企業年金の情報開示について

DB・DCの情報開示について

- ERISA法において、DB、企業型DCの実施主体はそれぞれのプランについて労働省に対して年に1度「Form5500」を報告し、当該報告書は一般に公開（publish）されることとされている。
- Form5500による報告はERISA法が成立した翌年の1975年から行われている。
- 企業年金の運用対象となる金融商品についての監督はSEC(Securities and Exchange Commission:米国証券取引委員会)が行っており、投資信託会社等は各商品のフィーや運用実績について報告義務を行う。
- ERISA法における受託者責任として、DBについては加入者の資産を保護すること、DCについては加入者の合理性に応じた的確な商品を選定することが求められている。

Form5500の情報開示の政策的意図及び効果について

- “ERISA法に基づくform5500の報告内容は一般に公開されている。その趣旨は、アメリカという国が秘匿すべき内容以外は公表することを基本としているという文化的背景によるもの。米国労働省はあくまでDB等の財政的な健全性の確認のために報告を行わせている。”（米国労働省ヒアリング）
- “米国労働省に報告されている年金プランの公開情報と、SECに提供されている手数料等の公開情報を用いて、あくまで民間の活動として、民間会社による分析レポートや年金プランの格付け、研究者による分析などがなされている”（米国企業年金関係団体ヒアリング）
- “アメリカではDBやDCにおける受託機関の選定やDCで商品の選定等について、企業に対して訴訟が頻繁に提起されている状況。企業年金専門の弁護士事務所が加入者に訴訟を促している。” “公開されている情報は訴訟で使われることによって間接的に、企業が受託者責任に基づく運用を行うことへの緊張感を生んでいる。”（米国大手資産運用会社ヒアリング、米国企業年金関係団体ヒアリング）

企業年金の情報開示

企業年金の運用に係る情報開示の日米比較

- 米国では、ERISA法に基づき、企業年金の運用状況等を含む年次報告書が、労働省のウェブサイト上で公開されている。
- 日本では、法令に基づき、企業年金の運用に係る情報等は、事業主・基金から厚生労働省に提出されるとともに、事業主・基金から、加入者に通知または周知されている。ただし、情報公開は義務付けられていない。

米国	日本
情報共有のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づき、企業年金制度（DB、DC）の年次報告書（Form5500）の提出が義務づけられ、労働省のウェブサイトで一般に公開されている。 （加入者が100人未満の場合は、極めて簡素な内容で可。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令に基づき、企業年金制度（DB、DC）それぞれについて、運用に係る情報の、加入者への通知または周知が義務づけられている（但し、情報公開は義務づけられていない）。 （一部の簡易な類型については不要。）
運用に係る通知/開示内容	
DB	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の運用利回り ・ 資産の構成割合 ※ 加入者が1,000人以上の場合のみ （株式、投資適格債、ハイイールド債、不動産、その他） ・ 実効金利 ・ 積立水準 ・ サービス提供機関 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金の運用収益または運用損失 ・ 資産の構成割合 ・ 積立水準 ・ 運用の基本方針（運用の目的・運用目標、運用の受託機関の評価に関する事項等）の概要 等
DC	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用の方法（手数料水準等） ・ サービス提供機関 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用の方法（利益又は損失の実績、手数料水準等） ・ 運営管理機関（事務費等） 等

本日の議論のポイント



加入者のための運用の見える化の目的・意義

- 「資産運用立国実現プラン」において、企業年金の改革として、他社と比較できる形で加入者のための運用の見える化の充実を行うこととされているところ、企業年金の運用に関する情報について、他社と比較できる見える化を行うことの目的や、加入者の利益に資する意義は、以下のとおり。
- これまでも、自分が加入している企業年金の情報については、加入者等本人には適切に通知されているが、今回の「見える化」では、他社の企業年金の状況が公開される。
- 企業年金は、従業員の老後の生活を保障し、現役期・退職以降を通じて安心と生活の質の向上をもたらす重要な手段である。
- このため、企業年金の運用についても適切に行われることが重要であるところ、他社の企業年金の情報を活用することにより、
 - ・ DBにおいては、運用の基本方針や政策アセットミックスの見直し、運用委託先の評価や選定に役立てることや、
 - ・ DCにおいては、運用の方法の選定について、運営管理機関との対話を促進したり、加入者に対する情報提供や継続投資教育の在り方を充実させることが考えられる。
- この結果、DBにおいては運用の効率性を高めることなどを通じて、DCにおいてはより適切な運用の方法が選定されることなどを通じて、加入者の利益になるような効果が期待される。
- また、企業年金の担当からは、加入者が自社の企業年金に関心を持っていないことへの悩みが多く聞かれるところ、今回の「見える化」が、広く就労世代の企業年金に対する関心を高めたり、適時の見直しに向けたモチベーションとなるなど、労使間の話し合いが活発化し企業年金のガバナンス向上につながる効果も期待される。

本日も議論いただきたい点

加入者のための他社と比較できる見える化

企業年金の加入者のための運用の見える化として、具体的な方法、開示項目についてどのように考えるか。
例えば以下のような方法、開示項目はどうか。

○DBの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）
 - ※ 運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要（事業報告書に追加）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。
- ・ 開示対象要件として規模要件を設ける。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）

○DCの見える化

- ・ 開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。（一部新規に報告）（RK経由の報告を想定）
- ・ 開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・ 開示は全事業所を対象とする。（個人情報保護の観点からの配慮も必要）
- ・ 上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

情報開示の対象とするDBについて

- DBの見える化については「規模等の状況にも配慮し」とされているところ、規模要件についてどのように考えるか。例えば、加入者の大部分及び基金をカバーできる範囲としてはどうか。

(参考)

加入者数	全体に占める 対象DBに加入する 加入者数の割合	(参考) 全体に占める 対象DB数の割合	
500人以上	84%	22%	簡易な基準に基づく算定を認める基準は加入者500人未満 (DB規則第52条)
300人以上	90%	34%	基金の設立に必要な厚生年金保険の被保険者の数は300人 以上 (DB法第12条第1項第4号・第5号、DB令第6条)
100人以上	98%	71%	—
一定の規模以上の積立額	全体に占める 対象DBの 資産額の割合	(参考) 全体に占める 対象DB数の割合	
100億円以上	82%	7%	資産運用委員会の設置義務要件は100億円以上 (DB令第46 条の2第1項、DB規則第84条の4)
10億円以上	96%	34%	—

(注) 事業年度の末日が2021(令和3)年度中である事業年度の事業及び決算に関する報告書を2023(令和5)年12月時点で集計。
運用の方法が生命保険一般勘定に限定されている受託保証型確定給付企業年金については報告様式が異なることから、集計には含まれていない。

(※)「DB法」…確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)、「DB令」…確定給付企業年金施行令(平成13年政令第248号)
「DB規則」…確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)